

令和5年度アスリート・文化人講演会
「ナゴミ 夢 チャレンジトーク」の一般参加者を募集します
問 社会教育課 ☎0968・34・3047

町内の小中学生が将来に夢を持ち、チャレンジ精神を育むことを目的とし、一流アスリートや文化人による講演会、「ナゴミ夢チャレンジトーク」を開催します。
第1回目となる今回は、元サッカー日本代表の前園真聖氏と元Jリーガーの原一樹氏をお招きして、夢にチャレンジすることの素晴らしさについて語っていただきます。
町内小中学生の参加に加え、一般参加者を次のとおり募集します。

- ▶と き：11月14日(木)午後1時45分～3時
- ▶と ころ：和水町体育館（和水町前原437番地）
- ▶対 象 者：和水町民又は和水町在勤の方
- ▶講 演 者：前園 真聖氏（元サッカー日本代表 横浜フリューゲルス他）
原 一樹氏（元Jリーガー 清水エスパルス・ロアッソ熊本他）
- ▶募集人数：先着150人 ※定員に達した場合、募集を締め切らせていただきます。
- ▶申込方法：下記のURLまたはQRコードよりお申し込みください。
URL <https://forms.gle/fZq7iwEde1Z4WHy8A>
- ▶申込締切：10月27日(金)



前園真聖氏

原一樹氏



申込用QRコード

行政相談所を開設します
問 総務課 総務係 ☎0968・86・5720

10月16日(木)から22日(水)までの一週間は行政相談週間です。
町では、次のとおり相談所を開設しますので、行政サービスについて、お悩み・お困りごとがありましたら、ご相談ください。相談は無料で、秘密は固く守られます。

- （菊水地区）
- ▶と き：10月18日(木)午前10時～正午
 - ▶ところ：本庁 1階町民相談室
 - ▶相談員：吉田広志委員

- （三加和地区）
- ▶と き：10月18日(木)午後1時～午後3時
 - ▶ところ：三加和支所 第1会議室
 - ▶相談員：中嶋孝教委員

マイナンバーカード
申請受付等の予約制時間外
窓口を開設します

- ▶と き：10月5日、12日、19日、26日の木曜日 午後7時まで
10月22日の日曜日 午前9時から正午まで
- ▶受付業務：マイナンバーカードの受け取り
※交付通知書が届いている方が対象です。
マイナンバーカードの申請受付
- ▶と ころ：菊水区域の方は、本庁住民環境課 予約受付☎0968・86・5727
三加和区域の方は、支所地域振興課 予約受付☎0968・34・3111
※窓口の混雑を防ぐため、事前予約制としています。当日必要なものについては予約の際にお尋ねください。
※マイナンバーカードの受け取りや申請以外の窓口は開設していません。
※事前予約のない日については、開設しない場合があります。

広報なごみ9月号6ページの「21年ぶりの大会新記録で優勝」の記事の本文中に誤りがありました。おわびし
て訂正します。
【誤】県中学記録に0.26秒と迫る記録です。 【正】県中学記録に0.23秒と迫る記録です。

令和5年度電気・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金のご案内
問 福祉課 福祉係 ☎0968・86・5724

電気・ガス・食料品等の価格高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい低所得世帯（住民税非課税世帯）に対し、国の臨時交付金を活用して1世帯あたり3万円の給付金を支給します。
※租税条約による免除の適用の届出により非課税になっている人は対象外です。

■ 支給対象と手続き方法

- ① 非課税世帯
基準日（令和5年6月1日）時点で、和水町に住民票があり、世帯全員の令和5年度住民税が非課税の世帯。

	該当する世帯	手続き方法
(1)	電気・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金等の給付金を本町から口座振込により受給した世帯	申請手続きは不要です。 町より「支給のお知らせ」を送付します。口座変更や受給辞退等の申出がなければ、「支給のお知らせ」に記載されている振込先へ給付金を振込みます。
(2)	上記(1)に該当しない世帯 ※世帯主の変更に伴い、上記(1)の給付金受取口座が変更になる世帯を含む	支給口座登録等の届出書の返送が必要です。 町より「支給口座登録等の届出書」を順次発送します。町から通知が届きましたら、必要事項を記入のうえ、同封の返信用封筒で必要書類を返送してください。
(3)	世帯の中に令和5年1月2日以降に本町に転入した人がいる世帯	申請が必要です。 ■申請期限 令和5年12月15日(金)まで 町より「申請書」を順次発送します。町から通知が届きましたら、必要事項を記入して、添付書類とともに直接または郵送でご提出ください。

- ② 家計急変世帯
申請日時点で和水町に住民票があり、予期せず令和5年1月から令和5年10月までの収入が減少し、世帯全員の年収（所得）見込額が住民税非課税相当と認められる世帯。
申請には、「令和5年1月から令和5年10月までの任意の1か月分の収入」が確認できる書類などの添付が必要となりますので、詳しくは福祉課福祉係までお問い合わせください。
■申請期限 令和5年12月15日(金)まで

使用している薬の効能効果や副作用について正しく理解していますか？

問 住民環境課 国保年金係 ☎0968・86・5727
多くの薬を服用しているために、副作用を起こしたり、きちんと薬が飲めなくなったりしている状態のことを「ポリファーマシー」といいます。
「おくすり手帳」を持つことが解決の第一歩！ 一冊にまとめましょう！
かかりつけの医師や薬剤師に相談し、薬の管理（いままで処方された薬）と自分の普段の健康状態や病歴、処方されている薬の情報を把握してもらってよくと安心です。

